第一六類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品				
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血				
一六〇二・二〇のうち	動物の肝臓のもの				
	牛又は豚のもの以外のもの				
	気密容器入りのもの	三・〇%	E15		
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物				
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）				
一六〇四・一一のうち	さけ				
	気密容器入りのもの	九・六%	E7		
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお				
	かつお（気密容器入りのものに限る。）		E0		
	その他のもの				
	かつお節		E07		
	まぐろ（気密容器入りのものに限る。）		E0		
	その他のもの		E07		
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）				
一六〇五・一〇のうち	かに				
	気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）以外のもの				
	米を含むもの以外のもの	七・二%	E5		
一六〇五・三〇のうち	ロブスター				
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの以外のもの		E0		
一六〇五・四〇のうち	その他の甲殻類				
	えび				
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの以外のもの	五・〇%	E5		
一六〇五・五一のうち	軟体動物				
	かき				
	くん製したもの	六・七%	E5		
	貝柱				
	その他のもの	六・四%	E5		
	その他のもの				
	気密容器入りのもの	七・二%	E5		
一六〇五・五二のうち	い貝				
	くん製したもの以外のもの				
	気密容器入りのもの	七・二%	E5		
一六〇五・五五のうち	たこ				
	くん製したもの	六・四%	E5		
	その他のもの				
	気密容器入りのもの	七・二%	E5		
一六〇五・五六のうち	クラム、コックル及びアークシェル				
	くん製したもの	六・七%	E5		
	貝柱				
	その他のもの	六・四%	E5		
	その他のもの				
	気密容器入りのもの	七・二%	E5		

一六〇五・五八のうち	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）				
	くん製したもの	六・四%	E5		
	その他のもの				
	気密容器入りのもの	七・二%	E5		
一六〇五・五九のうち	その他のもの				
	帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）				
	くん製したもの	六・七%	E7		
	その他のもの	七・二%	E7		
	その他のもの				
	くん製したもの	六・七%	E5		
	貝柱				
	その他のもの	六・四%	E5		
	その他のもの				
	気密容器入りのもの	七・二%	E5		
一六〇五・六一	その他の水棲無脊椎動物				
	なまこ				
	くん製したもの	六・四%	E7		
	その他のもの	八・〇%	E7		
一六〇五・六二	うに				
	くん製したもの	六・四%	E7		
	その他のもの	八・〇%	E7		
一六〇五・六九のうち	その他のもの				
	くん製したもの	六・七%	E5		
	うに				
	その他のもの	六・四%	E5		
	うに	八・〇%	E7		
第一八類	ココア及びその調製品				
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品				
一八〇六・一〇のうち	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）				
	砂糖を加えたもの以外のもの	一二・五%	E10		
第一九類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品				
一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品				
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	九・〇%	E15		
第二〇類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品				
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分				
二〇〇一・九〇のうち	その他のもの				
	砂糖を加えたもの以外のもの				
	その他のもの				
	しょうが				
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）				
二〇〇四・九〇のうち	その他の野菜及び野菜を混合したもの				
	砂糖を加えたもの	九・〇%	E10		
	スイートコーン以外のもの	二三・八%	E7		